

医療法人が行う配食サービスに関する議論
のまとめ等について

医療法人が行う配食サービスに関する議論のまとめについて

- 医療法人が行う配食サービスに関して、以下の点について概ね了解された。

医療法人の運営する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める疾患患者であって、

- ・ 当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、
- ・ 又は当該医療法人が開設する病院若しくは診療所から在宅医療を受けている者に対して配食を行う業務を、医療法第42条第6号に規定する、病院等の業務に支障がない限り行うことができる附帯業務のうち保健衛生に関する業務の一つに位置づけることとする。

医療法人が行う配食サービスに関する主な議論について

- 医療法人が行う配食サービスに関して、主な議論として以下のものがあった。
 - ・ 今回認めることとする配食サービスの対象者たる疾患患者の家族に対しても、併せて配食サービスを可能としてよいのではないかとの意見もあったが、栄養・食事の管理が必要な疾患患者に対する配食と、そうした要素のない家族への配食を一様には考えられないこと、そもそも家族の範囲が不明確であること、不明確な概念を要件に用いると逆に参入もしにくくなるおそれがあることから、今回の検討は疾患患者に限定したものとす。なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外とすべきである。
 - ・ 病院等の給食業務を外部に委託している医療法人が、配食サービスを行う場合に認められる委託の範囲については、考えておくべきである。
 - ・ 将来的には、医師が栄養・食事の管理が必要と認める疾患患者以外にも、嚥下障害の方などに対する配食についても考えていくべきではないか。